

## 暮らしの知恵袋

### ◆いつものカバンを非常用にも

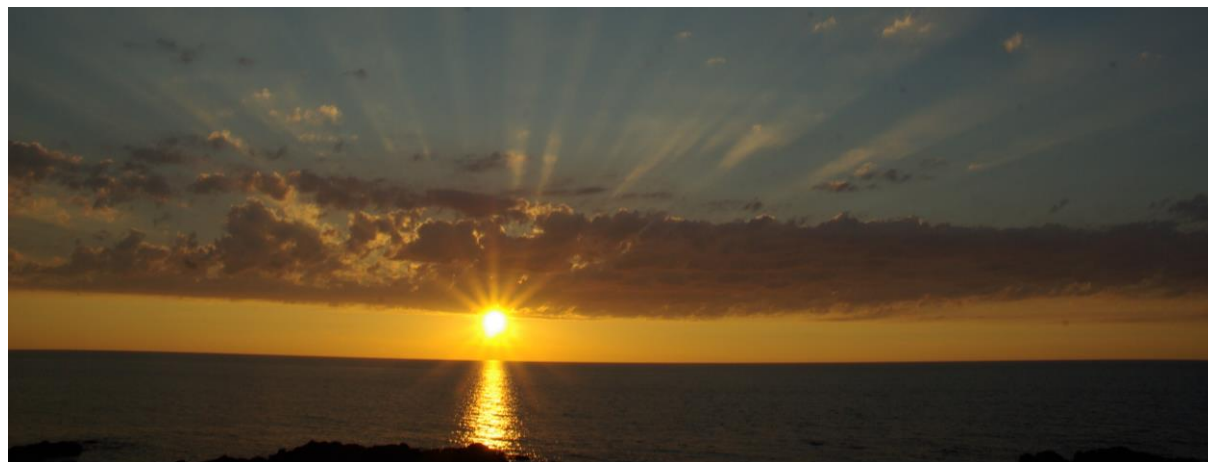
8月30日～9月5日は防災週間。自然災害大国、日本に暮らす限り、災害への備えは欠かせません。

多くの家庭で、避難時に持ち出す非常用リュックは準備していることでしょう。しかし、財布、キャッシュカード、携帯電話、免許証、鍵、めがねなど大事なものは、いつも持ち歩いているカバンの中です。いざというとき、いつものカバンと非常用リュックの両方を持ち出す余裕があるでしょうか。

そこで、いつも持ち歩くカバンが非常用袋を兼ねるようにしてはどうでしょう。外出時に被災したときにも役立ちます。ただ、いつものカバンに防災グッズをたくさん詰め込むわけにはいきません。プラスするのはミニボトル飲料水、ミニ懐中電灯（ヘッドライト）、携帯ラジオ、ウェットティッシュ、歯ブラシ、持病薬、絆創膏、アメ等携帯食、手ぬぐい、風呂敷など、あまりかさばらない程度にして、ポリ袋などにまとめます。

就寝時には、枕元にいつものカバンをスリッパといっしょに置きます。

これとは別に食品、タオル、電池、下着などを入れた避難用持ち出しリュックも準備し、余裕があれば、いつものカバンとともに持ち出します。もちろん、状況によっては、命を守るために身ひとつで逃げなければなりません。



ダンプキャラバンで県や国交省に出した要請書の内容です。

1. 公共工事では、10 t ダンプの標準積算を8時間稼働で約65,000円としております。しかし、被災地等の現状は、8時間稼働して35,000円程度しか支払われません。当面、少なくとも直接工事費の55,000円程度が支払われるよう、関係者に徹底して下さい。
2. 碎石や砂などを運ぶダンプの過積載が横行しています。これは、資材購入業者が資材を買い叩くため、資材を運搬するダンプにしわ寄せが集中するためです。この解決のため、建設業界、生コン業界、アスコン業界を指導して下さい。また、物価調査会などが標準価格の調査をする際には、過積載ダンプの関わった価格を除外するよう、関係省庁に意見を上げて下さい。
3. 車持ちダンプ労働者が受け取る単価に、消費税がきちんと転嫁されるよう、関係業界を指導して下さい。下請や車持ちダンプ労働者に対して、正確に消費税を転嫁しない建設業者等に対しては、法律に基づいた厳正な処分を行なって下さい。また、現場で働いた車持ちダンプ労働者が賃金の不払いに遭った場合、建設業法第41条及び第154回国会国土交通委員会における大臣答弁を読み、関係事業者に対する指導を行なって下さい。
4. 個別工事の契約事項には「ダンプ規制法の目的に鑑み、法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること」と記載してあり、「工事請負契約約款」では発注者と請負者の双方が、これらの契約事項を遵守する必要があります。当組合は「ダンプ規制法第12条に該当する団体」です。関係職員と直轄工事の請負者に、これらのことを徹底して下さい。
5. ダンプ過積載を防止するため、重量リミッター(過積載防止装置)の開発推進と装着の義務付けに取り組むよう、関係省庁に意見を上げて下さい。
6. 道路や橋梁などの社会資本を守るために、道路法の大幅な改正がありました。大型車両の過積載運行については、荷主と荷受人も厳しく罰する規則にするよう、本省に意見を上げて下さい。
7. 元請業者の責任で、車持ちダンプ労働者にも建退共証紙を確実に貼付するよう徹底して下さい。また、一人親方の労災保険特別加入を推進するよう、元請業者などに徹底して下さい。

# 憲法違反の戦争法案は撤回せよ